

裁 決 書

審査請求人

住所 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル2・3階
林弘法律事務所
氏名 弁護士 山中理司 様

令和6年1月26日付で審査請求人が行った、① 名古屋高裁平成29年1月10日決定(名古屋高裁平成28年(ラ)第396号の決定書)、② ①の決定に関連して平成29年11月7日に提起された国家賠償請求訴訟に関する津地裁令和元年11月21日判決、控訴審及び上告審の判決書・決定書又は和解調書、並びに当該訴訟に関して桑名市が支払った弁護士費用(弁護士報酬及び実費)が分かる文書の公文書開示請求に対し、桑名市長(介護高齢課介護予防支援室)が行った公文書部分開示決定通知に関する審査請求事案について、次の通り裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

桑名市情報公開・個人情報保護審査会答申第112号中「第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯」に記載のとおりであるから、これを引用する。

審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張

桑名市情報公開・個人情報保護審査会答申第112号中「第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯 3 本件審査請求」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 実施機関の主張

令和6年4月12日付け公文書部分開示決定(介支第4号)によって追加開示した部分以外の不開示部分に関する主張は、次のとおりである。

上告審の事件番号並びに個人の住所のうち都道府県名及び市町村名については、特定の個人を識別することができるものである。

診断内容については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、桑名市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第2号本文に該当し、不開示とすべきである。

理由

本審査請求に係る諮詢(令和6年4月17日付)に対する桑名市情報公開・個人情報保護審査会の答申(令和6年6月17日付答申第112号)を受け、次のように判断する。

1 上告審の事件番号について民事事件記録は、原則として、何人も閲覧することができることから(民事訴訟法第91条第1項)、事件番号が判明すれば、当該事件記録を閲覧することにより、特定の個人を識別することができる情報を入手することが可能となる。

したがって、事件番号自体は特定の個人を識別することができるものには該当しないものの、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに該当する。また、上告審の事件番号は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(条例第7条第2号ア)にも該当しない。

したがって、上告審の事件番号については、条例第7条第2号本文により、不開示することが妥当である。

2 個人の住所のうち都道府県名及び市町村名について

個人の住所のうち都道府県名及び市町村名であっても、他の情報と照合することにより、

特定の個人を識別することができるものである。

また、個人の住所のうち都道府県名及び市町村名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(条例第7条第2号ア)にも該当しない。

したがって、個人の住所のうち都道府県名及び市町村名については、条例第7条第2号本文により、不開示とすることが妥当である。

3 診断内容について

個人の診断内容は、他人に知られたくない情報であり、特定の個人を識別することはできなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

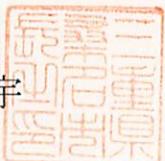
したがって、個人の診断内容については、条例第7条第2号本文により、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項により、主文のとおり裁決する。

令和6年7月 18 日

桑名市長 伊藤徳宇



(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、桑名市を被告として(訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、桑名市を被告として(訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの処分の取消しの訴えを提起することが認められることがあります。